

9月定例会の概要

平成28年9月定例会を、9月1日から21日まで開催しました。

定例会初日の1日は、市長から「スコットランド及びシンガポール・ベトナム出張について」と「交流拠点施設の検討の進め方について」の行政報告や、「平成28年度長崎市一般会計補正予算(第3号)」など、9月定例会に上程された議案の提案理由の説明などが行われました。

また、本会議終了後、第123号議案「長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例について」を審査するため、環境経済委員会を開催しました。委員会では、1日の質疑の後、翌2日に討論・採決を行いました。(詳細は下記)



▲定例会初日の様子

細は下記

6日から9日までの4日間は、市政一般質問を行い、16人が登壇しました。(詳細はP3～P5)

また、9日の市政一般質問終了後の本会議において、1日及び2日に環境経済委員会で審査した第123号議案の委員長報告と討論を行った後、採決を行いました。なお、採決は、責任を明確にするため、記名投票で行いました。(詳細は下記)

12日からは、各常任委員会において、付託された議案の審査や所管事項調査を行いました。総務、環境経済及び建設水道委員会は14日まで、教育厚生委員会では、15日まで開催しました。(詳細はP6)

16日には、長崎駅周辺再整備、観光客受入対策及び定住人口対策の3つの特別委員会を開催し、それぞれ、「長崎駅周辺地区における交通結節機能のあり方」、「長崎市版DMOの概要」、「子育て支援・少子化対策」について調査を行いました。

定例会最終日の21日は本会議を開き、各常任委員長から議案の審査報告を行い、採決の結果、22件(原案可決18件、同意3件、否決1件)を議決しました。また、請願1件を不採択としました。(詳細はP7)

長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例について

8月26日、長崎市の有権者1万7098人の署名とともに、長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例制定の請求書が市長に提出されました。

これを受け、9月1日、第123号議案「長崎市公会堂の解体中止と再使用に関する住民投票条例について」が上程されました。

市長からは、1万7098人という多くの市民が署名したことは真摯に受け止める必要があるが、慎重に検討を重ねて廃止された旧公会堂については、既に解体予算も可決されており、仮に多額の費用を投じて改修したとしても、トイレ・楽屋の数やバリアフリー化など、文化施設としての課題を解消できないこと、公共ホールのあり方として、旧公会堂の存続と新たな文化施設の建設を両立させることはあり得ないことなどから、条例の制定に反対する考えが示されました。

本会議終了後、環境経済委員会を開催し、請求代表者の意見陳述や参考人質疑などを行った後、翌2日にかけて審査を行いました。その結果、請求の要旨において、再使用を求める期間が不明確であり、市庁舎の建設場所の記載もされるなど、署名した人々などの部分に賛同したのか不明瞭で

あり、住民投票を行ったとしても、民意がどこにあるのかはかることができない懸念がある、公会堂跡地に防災機能を有した市庁舎を早急に整備することが本市の喫緊の課題である、署名の重みは理解するが、これまでの状況等を総合的に勘案し、住民投票を行うべきではないなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で否決すべきものと決定しました。



▲環境経済委員会における審査の様子

9月9日の本会議では、環境経済委員長報告に対し、委員会と趣旨の賛成意見が出されたほか、旧公会堂は建物が存在して初めて原爆投下後の復興のシンボルとしての歴史性が評価され、精神性が引き継がれる、方向性が違っていない、異論があれば立ち止まり、市民の意見を聞きながら議論すべきである、住民投票の結果に市長は拘束されず、市長が再使用を判断する場合、再使用する期間については行政に委ねられているため、投票の選択肢が不適当とは言えないなどの反対意見も出されましたが、記名投票による採決の結果、原案に賛成少数で否決しました。